

## 第49回再就職等監視委員会 議事要旨

### 1. 開催日時等

日 時：平成27年3月6日（金）17：00～

場 所：大手町合同庁舎3号館9階 再就職等監視委員会 委員会室

出席者：羽柴委員長、伊東委員、篠原委員、番委員、笠委員

加藤監察官

磯野事務局長、古田参事官

### 2. 議事等

- (1) 再就職等規制に関するフリートーキングが行われた。
- (2) 第48回委員会の議事録が確認された。

### 3. 委員指摘事項等

- ・ OBによる再就職あっせんが常態化しているが、再就職先を見ると現行の再就職等規制導入以前の人事当局によるあっせん先と同じ所も多く、国民目線からすると何も変わっていない印象を受ける。特に、再就職あっせんを行ったOBと再就職者の接点がほとんどないにも関わらず、退職の前後に合わせて適時に声掛けを行うケースなど、組織的な関与がないと説明できないような事案も見受けられた。今後とも厳格な調査を行うよう意を尽くすとともに、そのような状況が続くようであれば、国民の公務の公正性に対する信頼性の確保の観点から、OBによる再就職あっせんについても、何らかの対応策の検討が必要になるかもしれないのではないか。
- ・ 求職活動規制違反については、違反が判明した時点では、違反者は既に退職しており、違反認定を行ったとしても違反者に対する懲戒処分の措置を行うことができないというのは、国民目線からすれば釈然としないのではないか。また、求職活動規制は現役の国家公務員に対する規制ではあるが、違反者の再就職先である利害関係企業等が違反者と通謀しているケースなどについては、当該利害関係企業等に対して何らかの対応策が必要となる場合もあるのではないか。
- ・ 現役出向者は、国家公務員の身分を持たないため再就職等規制が除外されているが、退職手当が通算されること、元の府省等に戻ることが前提で運用されていることなどに鑑みると、国家公務員と同視されるべきものであることから、現役出向先法人における再就職あっせんなど、再就職等規制違反に相当する行為を行うことは厳に慎むべきであり、そのような状況が今後とも続くようであれば、何らかの対応策を検討することも視野に入れるべきではないか。
- ・ 法人格を持たない、いわゆる任意団体は、再就職等規制の対象となる営利企業等から除外されているが、任意団体への再就職も増加しており、それらの中には、特定の府省との関係が強いものもあることから、今後とも任意団体への再就職を注視していく必要がある。
- ・ 公募を経て再就職している場合であっても、公募の手段、公募期間、応募資格等からみて、特定の国家公務員OBの採用を念頭に置いているのではないかという疑問が生じるケースもあることから、今後とも引き続き厳格に監視していく必要がある。

(注) 本議事要旨の内容については、今後変更の可能性があります。また、個別事案に係る議論については、記載いたしません。